

令和4年2月2日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

入札監視委員会の審議概要を取りまとめましたので発表します。

近畿地方整備局入札監視委員会は、1月18日に令和3年度の第一部会を開催しました。
議事概要を取りまとめましたのでお知らせいたします。

「令和3年度 入札監視委員会 第2回定例会議(第一部会)」結果の公表

<開催の概要>

日 時 : 令和4年1月18日(火) 9:30 ~ 12:00

実施方法 : WEB会議方式

定例会議においては、令和3年4月1日から令和3年9月30日までに契約した「工事」等の契約に関する入札・契約手続の運用状況等にかかる報告及び委員会が抽出した案件に関する入札・契約の課程並びに契約内容にかかる審議が行われました。

- 入札監視委員会は、入札及び契約の課程、契約内容の透明性を確保するため、平成6年度から設置された学識経験者等で構成される第三者機関です。
- 本内容は、近畿地方整備局のホームページに掲載しております。
https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/watchdog_commission/ol9a8v0000040qkl.html

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局

TEL:06-6942-1141 (代表) 9:15~18:00

主任監査官 もとやしき 本屋敷(内線2114) 総務部契約管理官 たなか 田中(内線2222)

企画部技術開発調整官 つつみ 堤(内線3120)

【定例会議】審議概要 (令和3年度 入札監視委員会 第一部会 第2回)

開催日及び開催方法	令和4年1月18日(火) WEB会議方式		
委員 (五十音順) (敬称略)	泉 克幸 (関西大学 教授) 神田 彰 (公益社団法人関西経済連合会 理事) 木村 亮 (京都大学大学院 教授) ・ (今回抽出担当) 清滝 ふみ (近畿大学 教授) 高橋 司 (勝部・高橋法律事務所 弁護士) ・ (第一部会長)		
審議対象期間	令和3年4月1日 ~ 令和3年9月30日		
報告事項	① 発注状況報告 ② 指名停止措置の運用状況報告 ③ 談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況 ④ 再度入札における一位不動状況報告 ⑤ 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告 ⑥ 一者応札の発生状況報告 ⑦ 不調・不落の発生状況報告 ⑧ 高落札率の発生状況報告	(備考) ・①～⑧について、整備局資料に基づき説明を行った。	
審議事項	(備考) ・ 審議対象案件は、別紙「審議案件一覧」のとおり		
契約方式			総件数10件
(工事)			
一般競争入札 (WTO 対)			2件
一般競争入札 (WTO 対象外)			4件
(業務)			
一般競争入札	2件		
随意契約方式	1件		
(役務及び物品)			
随意契約方式	1件		
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答	
	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	1. 報告事項のとおり 2. 審議事項のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし		

近畿地方整備局 入札監視委員会（令和3年度第一部会第2回定例会議）審議概要

意見・質問	回答
<p>1. 報告事項</p> <p>① 発注状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に質問なし。 <p>② 指名停止措置の運用状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札決定を受けた業者が、配置予定技術者が他工事との重複により配置できず、契約締結を辞退したことで指名停止を受けた件について、なぜ配置できなかったのか教えて欲しい。 <p>③ 談合疑義事実の選定に関する基準に該当した案件の発生状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市販の同じソフトを使用していたことにより、入札参加者の大半の入札価格が、官積算の調査基準価格と一致していたという案件について、同じ事象が今後も起こりえると思われるが、今後の対応策について検討しているか。たとえば、同じソフトを購入して検証することは検討しているか。 <p>④ 再度入札における一位不調状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に質問なし。 <p>⑤ 低入札価格調査制度調査対象工事の発生状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に質問なし。 <p>⑥ 一者応札の発生状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に質問なし。 <p>⑦ 不調・不落の発生状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に質問なし。 <p>⑧ 高落札率の発生状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度、3年度の高落札率の発生状況について、年度初めは、発生率が高く、以降は低くなる傾向であるとの説明であったが、その理由はわかっているのか。また、他の年度についても同じ傾向であるか。 <ul style="list-style-type: none"> 報告については了承とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の原因は確認していないが、現に履行中の工事の工期が延びたなど、業者サイドの事情が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> 同じソフトを購入して検証することについては、確認をしたが、調達コスト、労力の点で非効率であると考えている。今後の対応については、他地整における同事例の発生状況や、また、対応状況を確認した上で検討したいと考えている。 <ul style="list-style-type: none"> 高落札率の発生状況において、「維持修繕」の比率が高い。維持修繕工事は、年間を通じて、日々、ルーチン的な作業を行うものなので、低い落札率では経営的に成り立たないことから、高い落札率になると考えられる。また、一者応札の発生状況でも、「維持修繕」の比率が高い。これらを踏まえると、維持修繕工事は、毎年、同じ顔ぶれの業者が同じような高い落札率で落札するという傾向にある。 <ul style="list-style-type: none"> そして、多くの維持修繕工事は、年度当初に発注することから、第一四半期の高落札率の発生率に影響すると考えられる。

2. 審議事項

- 抽出案件結果報告
- 抽出案件説明及び審議

● 1. 一般競争入札方式(WTO 対象)

(熊野川成川・池田地区河道浚渫工事)

- ・ 技術評価点が優れている者が、入札において、調査基準価格を下回ったことで、その後の入札手続を辞退する理由は、施工体制確認調査に応じた場合、資料の作成などが煩雑で面倒だからということか。
- ・ 本件は了承とする。

● 2. 一般競争入札方式(WTO 対象)

(大野油坂道路荒島第2トンネル消火設備新設工事)

- ・ 指定テーマの決め方は定型的なものがあるのか。また、評価はどのような方法でしているのか。
- ・ 不調が多い状況であると以前説明があったが、その状況は継続しているのか。
- ・ 本件は了承とする。

● 3. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(天ヶ瀬ダム再開発ゲート室部外構整備他工事)

- ・ 参加資格の無い者が3者あることについて、初歩的なミスに思えるが、参加資格要件は事前に提示されていないのか。
- ・ 本件は了承とする。

● 4. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(国道9号西大橋他上部補強他工事(橋梁補修))

- ・ 本件は了承とする。

・ 施工体制確認調査は、調査基準価格を下回った者に対して、工事の品質確保や施工体制の状況を確認し、入札説明者等に記載された要求要件を確実に実現できるかを審査するため、積算内訳の明細や資材購入先、労働者の確保計画などの追加資料の提出を求めている。辞退された者に聞き取りは行っていないが、そのような理由もあるのではないかとと思われる

・ 指定テーマは、土木工事の場合、案件毎に、現場の状況が異なることから、その都度、現場の状況に合ったテーマを設定している。また、総合評価委員会委員の学識経験者等からのご意見をいただき、指定テーマの設定を行っている。

評価については、総合評価委員会委員のご助言をいただき行っている。加えて、評価に際しては、個々の会社名が全く分からない状態で行っている。

・ 入札不調は、以前と比較すると減ってきている。入札方式を工夫したり、業界の意見を聞くなどして改善を図っている。

・ 公告文や入札説明書には、要件を記載しているが、実態として、稀に、資格要件に満たない者の応募がある。分かり易く明記しているものの、見落とされることがあると思われる。

● 5. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(大阪湾岸道路西伸部六甲アイランド第五高架橋P E 1 6 基礎工事)

- ・ 本件は橋梁の基礎工事であり、この後の工事として、上部工事があるが、下部と上部の工事の関連性、上部工事は下部工事に規制されるような関係であるのか。例えば、基礎工事を受注した者が上部工の入札で有利になるような相関関係は無いのか。
- ・ 本工事は、六甲アイランドに、多数の基礎杭を打設する工事の一部であるが、今回のように、多数の者が参加し、多数の者の評価点、入札価格が同じで、結果、くじ引きで落札者が決定されるような工事の場合、今回、くじ引きで受注できた会社は、以後の継続する工事に参加できるのか。以後発注する工事も、また、くじ引きになる可能性があるが、一回、くじで受注できた会社は、受注機会が広く得られるように、除外できないのか。
- ・ 本件は了承とする。

● 6. 一般競争入札方式(WTO 対象外)

(大和御所道路大垣地区他構造物工事)

- ・ 施工能力の評価について、技術者の能力を評価しているが、同種の工事の経験や表彰の実績が大きく影響し、始めてエントリーされた技術者の持ち点は低く受注が難しいが、評価の要件は技術者の要件のみか。
- ・ 本件は了承とする。

● 7. 一般競争入札方式

(大戸川ダム付替県道他積算技術業務)

- ・ 業務内容からみて、業務の全体量が分かりにくい。
- ・ 本件は了承とする。

● 8. 一般競争入札方式

(東六甲出張所工事監督支援業務)

- ・ 設計については、基礎工事の後、その都度、上部を設計するものではなく、基礎、下部工、上部工を一体ものとして設計する。また、橋梁の上部工は、下部工事とは構造が全く違い、参加資格要件も変わってくることから、必ずしも下部を受注したから上部の受注で有利になるものではない。
- ・ 基本的には、参加資格があるが、同種の複数工事をまとめて1つの公告を行い、1つの工事において落札者となった場合は他の工事は無効の取扱いとなる一括審査方式での発注も可能であるので活用を検討したい。

- ・ 技術者の実績以外に工事の成績等も評価対象となる。また、経験の無い技術者でも参加できる「チャレンジ型」という入札方式の試行も行っているので、地域の状況や業界の意見等も踏まえて発注していきたい。

- ・ 業務量は、過年度の工事発注件数と、今後の事業計画を勘案し、工事件数を割り出すことで算定している。また、例えば、補正予算等で業務量が増えた場合などは、当初の発注数量から変更契約をしている。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の入札価格が調査基準価格と一致しているが、同じソフトを使用したことによるものか。 ・ 予定価格の90%程度の調査基準価格にほとんどの者が応札するという事は、ダンピングや、労働者の賃金へのしわ寄せへの懸念、また、予定価格が高すぎるのではないかと問われかねないのではないか。 ・ 本件は了承とする。 <p style="text-align: center;">● 9. 随意契約方式 (令和3年度「超重交通に対応する長寿命舗装技術」 導入促進業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度から業務が始まっているが、当面、随意契約で継続するという事か。 ・ 本件は了承とする。 <p style="text-align: center;">● 10. 随意契約方式 (共同溝監視業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約業者である日本ユーティリティサブウェイは、本業務を履行できる唯一の者であり、業務期間は1年間となっているが、今後もこの者が継続して受注することが見込まれるということであれば、単年度契約よりも、長期にわたり契約する方が、スケールメリットが見込めるのではないか。 ・ 会社名に「日本」が付いているが、この会社は、全国的に各地方整備局の業務に対応しているのか。 ・ 本件は了承とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項についてはすべて了承とし、審議については終了とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務は、予め歩掛かりを公表しており、加えて、技術単価についても明らかになっていることから、各者は、調査基準価格を類推し、そこを狙って応札したものと考えられる。 ・ 労働者の賃金の問題については、4月以降、賃上げを表明した会社には、技術点に一定の得点を付与することも行うことから、その状況もみながら適切に対応していきたい。 <p style="text-align: center;">● 9. 随意契約方式 (令和3年度「超重交通に対応する長寿命舗装技術」 導入促進業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務を通じて、新しい技術規定を決めることになるが、期間として3年程度は継続することになる。 <p style="text-align: center;">● 10. 随意契約方式 (共同溝監視業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この会社は、共同溝の監視を行わせるために、電気、通信、ガスなどの道路占用企業が共同設立した会社であることから、今後も、この会社と契約することになると思われる。複数年の契約を締結することは、我々にとっては発注手の簡素化など、また、受注者にとっては、長期計画が立てやすいなどのメリットがあるので、今後、検討したいと考えている。 ・ 共同溝が設置されているのは都市部であり、関東、近畿、中部などの地方整備局が同者と契約している。
--	--